

## 『織田信長政権の権力構造』

久野 雅司

はじめに

本論文は織田信長政権の権力構造について、主として権力形成過程と領国支配構造の一端を考察したものである。

織田信長は天文3年（1534）5月の生まれで、明智光秀の謀叛による本能寺の変で弑殺されたのが天正10年（1582）6月のため、歴史上では16世紀の人物である。この時代は日本の歴史学における政治史的な区分では室町時代と江戸時代の間中に位置し、時代区分では中世と近世の移行期に該当する。今日的には「戦国時代」や信長・豊臣秀吉の居城地から「安土・桃山時代」、或いは両者の姓から「織豊期」と称されている。

信長は尾張・美濃や伊勢を中心的な勢力基盤とした戦国大名だったが、永禄11年（1568）9月に室町幕府第15代で最後の将軍となる足利義昭に「供奉」して上洛した後は、信長の家臣だった太田牛一が信長の一代記である『原本信長記』に「天下十五年」と記したように、「天下」の支配に深く関わることになった。これまで信長は、自らの覇権を確立するために「天下布武」を標榜して各国に群雄割拠する戦国大名や諸勢力を打倒し、「天下統一」して旧来の秩序を破壊して新しい支配体制を確立することを政治的目標とした「革命児」と評価されてきた。

実際に近年の高等学校検定教科書でも、信長は『天下布武』の印判を使用して天下を武力によって統一する意志を明らかにして「伝統的な政治や経済の秩序・権威を克服して、関所などの撤廃など新しい支配体制をつくることをめざした」（『詳説日本史』山川出版社、2002年）と説明されており、これに基づいて学校教育が行われている。教科書のみならず、多くの概説書でも「近世の始まり」や「近世の幕開け」は西洋における航海技術の発達による大航海時代の到来から記され、鉄砲やキリスト教などの西洋の文化が新しく日本にもたらされたことから始まっている。信長はそれへ強い関心を抱いて理解を示した開明的な合理主義者とされ、学校教科書の説明にあるように既存の政治的権威である朝廷・幕府・宗教勢力や経済などの旧来の秩序に挑戦し、各国の戦国大名を討ち滅ぼして日本全国を平定すること、すなわち「天下統一」して新しい支配体制を築くことを目指したとされている。

このようないわば「信長革命児史観」に対して、近年では信長の政策が根本から見直されて「革新性」が否定されつつある。すなわち、「伝統的な政治の秩序・権威の克服」については、中世国家を構成していた公家・寺家・武家の権門勢力のうち、公家勢力の朝廷とは協調関係にあり、寺家勢力とも基本的には共存を志向していて、一向一揆の討伐・比叡山焼き討ちや安土宗論は新しく伝来したキリスト教を保護するために旧来の宗教勢力を征圧することを意図した政策ではなかったことが明らかにされている。また、「経済の秩序の

克服、関所の撤廃」についても、信長が行った革新的な政策とされている「楽市楽座」は他の地域の戦国大名がすでに行っていた政策を敷衍化したものであることが明らかにされている。さらに「新しい支配体制」の形成についても、領国支配体制は他国における戦国大名の支配形態と同質であることが明らかにされつつある（日本史史料研究会編『信長研究の最前線』洋泉社、2014年）。そのため、信長を主体とした政治権力は近世の幕藩体制に先行する「統一政権」としての「織田政権」と位置付けるのではなく、確たる政治体制を確立し得ていないとして中世の戦国大名的な「織田権力」と認識されるに至っている（戦国史研究会編『織田権力の領域支配』岩田書院、2011年）。

これについては、確かに戦国大名の領国支配との同質性が認められ、首肯すべき見解である。しかしこの場合、中央において室町幕府と比肩し、或いはその後中央政権として機能した点を捨象した見解であるといえる。また、一方の「織田政権」については、「統一政権」としての性格が強調して論じられ、地域権力としての領国支配体制を看過した見解であるといえる。すなわち、「織田権力論」と「織田政権論」は信長の領国支配と権力構造が十分に検討されないまま、それぞれ異なる立脚点から論じられてきたのである。これらに対して本論文では、地域権力だった「戦国大名織田氏」が「中央政権」として機能して行く過程の一端を明らかにすることを目的としている。

ここではその時期を「織田信長政権」としているが、これは信長の勢力拡大による発展段階の時期区分に基づいたものである。織田政権の時期区分は、（1）濃尾平野を中心に領国支配を行っていた永禄11年9月までの段階、（2）足利義昭を擁して上洛後、義昭を追放する元亀4年（1573）7月までの段階、（3）室町幕府滅亡以降の段階、の三つに時期区分されている。このうち本書では、（3）をさらに「元亀」から「天正」に改元する天正元年7月28日以降、旧幕府方勢力や大坂本願寺などの反信長勢力を征圧する同3年までの段階と、（4）天正4年に安土城を築いて「天下」の支配体制を構築した以降に分けることとする。本論文では（2）（3）段階の上洛前の地域権力だった戦国大名織田氏から、義昭を追放して自らが覇権を確立するに至る（4）までの過渡的段階における政治権力を「織田信長政権」とし、「統一政権」として認識されてきた「織田政権」は一括してこれまでの呼称に基づいて「織田政権」とする。本論文では永禄11年9月から天正3年までの時期・段階を主たる検討対象とし、「織田政権」の成立過程について考察する。

## 1、織田政権に関する研究史の問題点と本書の課題

織田信長を革新的な政治家とする「信長革命児史観」は、近代歴史学の黎明期である明治・大正期においてすでに確立した観念だった。それが戦後の研究者によっても既成概念として享受されてきたことから、現在における通説として定着したといえる（拙編著『足利義昭』戎光祥出版、2015年）。

また、このように規定されてきた信長に対して、それまでの「中世的な権威」として武家勢力の頂点にあった室町幕府と足利将軍は、応仁・文明の大乱を端緒として明応の政変以

降は政治的な実権は消失したとされてきた。これにより政治の実権は管領だった細川京兆家やその家宰だった三好氏に掌握されたと考えられてきた（今谷明『室町幕府解体過程の研究』岩波書店、1985年）。そのため、永禄11年9月の信長・義昭の上洛後に再興された幕府も信長の「傀儡政権」であるとされ、室町幕府最末期の研究は政権を主導したとされる信長が中心的な対象として検討されてきた（奥野高広『足利義昭』吉川弘文館、1960年）。

しかし、近年では室町幕府後期の研究が進展し、幕府は相論裁許などを行っていて従来の幕府と同様に機能しており、将軍権威も他国の戦国大名との関係において存在していたことが明らかになった（山田康弘『戦国期の室町幕府と将軍』吉川弘文館、2000年）。

そして、本論文に深く関わる研究として、神田千里氏による「天下論」が注目される。神田氏は当時の「天下」の用法を詳細に検討し、「天下」とは①将軍が体現し維持すべき秩序、②京都、③「国」を管轄する大名の領域ではない、京都・畿内など「国」と棲み分けられた領域、④広く注目を集め「輿論」を形成する公的な場であり、将軍が管掌する領域で、これらを総括して「領域的には京都を含めた畿内周辺を指し、将軍が管掌する領域」であることを明らかにした。そして、「天下布武」は「将軍の管轄する五畿内にその権威を再興することを目指した」ことであると結論付けた（神田千里『戦国時代の自力と秩序』吉川弘文館、2013年）。

ここに本論文の第一の課題を設定し得る。すなわち、中世国家論の権門体制のうち、これまで公家・寺家勢力と信長との関係については検討が進められ、信長は両勢力とは協調・共存関係にあるとして信長の「革新性」は否定されている。対して、武家勢力との関係については依然として具体的には未検討のままであり、明治・大正期の戦前の研究から進展が見られず「対立史観」に基づいて信長・義昭の関係が理解されている。これについて、神田氏の指摘もあることから、あらためて全面的に両者の関係を検討する必要性がある。

次に、織田政権の領国支配構造を明らかにすることが課題として挙げられる。本論文ではその一端として、「天下」の首都である京都を考察の対象とする。京都は朝廷・幕府や有力寺社の諸権門が所在し、商工業者も集住した政治・経済上の要地であることは言を俟たないであろう。そこで、永禄11年9月に上洛してから信長は首都京都をどのように支配したのか、領国支配の展開とその構造を検討する。そして、前代からの政治権力である室町幕府との関係を考察する。足利将軍から信長への中央政権の主宰者としての権力の移行を検討することは、極めて重要であると考えられる。そのため、本書では「信長中心史観」を排除して信長を畿内政治史に位置付け、信長と将軍義昭・周辺の諸勢力との関係を考察することを課題としている。これにより、信長が如何にして「天下人」になっていったのかの過程を検討する。

## 2、本論文の構成と内容の概要

本論文は全体を4部構成としており、永禄11年9月に上洛してから信長は首都京都をどのように支配したのかの領国支配の展開とその構造を、そして前代である室町幕府との関

係を検討して信長の権力形成過程を考察する。

第Ⅰ部「足利義昭政権論」では、これまで信長の「傀儡」と考えられてきた将軍義昭と幕府について検討する。第一章「足利義昭政権の構造」では、義昭政権が発給した奉行人連署奉書の総体が把握されていないことからこれを目録化し、さらに古記録などから義昭政権を構成する幕臣と役職を明らかにする。その上で、幕府の公文書である奉行人連署奉書が義昭政権においてどのように発給されていたのかの過程を明かにし、義昭政権の機能について検討する。第二章「京都支配における足利義昭政権と織田信長政権」では奉行人連署奉書を基に義昭政権の概要を示し、さらに信長政権との関係について考察する。ここでは義昭政権の構造と意思決定における信長の意志の介入の有無を明らかにすることを目的としている。なお本論文では、「義昭政権」の主権者である将軍義昭と、戦国大名で地域政権の主権者である信長の政治権力は、それぞれ別々に組織されて運営されていたことから別個の「政権」と規定し、幕府はその義昭政権と信長政権の相互補完関係によって成り立つ「連合政権」と位置付けている。次に第三章「足利義昭政権における相論裁許と義昭の「失政」」では、義昭政権における相論裁許を考察する。補論では、筆者が以前に表した神田千里氏の著書『織田信長』の書評を掲載した。ここでは最後に「まとめ」としていくつかの論点を記したが、本書の大部はこの問題意識に基づいて考察したものである。本論文の論旨を明確にするため、補論として提示した。

第Ⅱ部「織田信長と足利義昭の政治・軍事的関係」では、第Ⅰ部の検討結果を踏まえ「傀儡史観」を排除して、信長と義昭の関係を根本から考察した。第一章「織田信長と足利義昭の軍事的関係について」では、信長が義昭を「傀儡」化して対立することになった根拠と考えられてきた永禄13年正月23日付け「五ヶ条の条書」の制定の目的と意図を検討し、その後展開された「元亀の争乱」における元亀元年に形成された「第一次信長包囲網」について考察する。第二章「京都における織田信長の相論裁許と室町幕府」では、信長による相論裁許から信長・義昭それぞれの所領政策の実態を明かにし、両書の政治的關係について検討する。第三章「足利義昭政権滅亡の政治的背景」と補論「足利義昭の蜂起と「天下静謐」をめぐる抗争」では、それまで信長と協調関係にあった義昭が元亀4年2月に蜂起し、京都を追放されて幕府滅亡に至る政治的背景について検討する。

第Ⅲ部「永禄・元亀期における織田信長政権の京都支配」と第Ⅳ部「天正期における織田信長政権の京都支配」では、信長政権の京都支配の展開について永禄・元亀期と天正期に分けて検討する。信長の上洛は永禄11年9月であるが、信長の家臣だった太田牛一は『原本信長記』をこの年から書き起こし、それから本能寺の変で没する天正10年までを「天下十五年」と記したように、信長の家臣にとっても一大的な画期と考えられていた。当時の認識のみならず、歴史学的にも「織田政権」の重要な画期の一つと考えられている。また、天正期は義昭が「天下を棄て置いて」室町幕府が滅亡し、それを信長が「取り鎮めた」ことによって「天下」の主権者が代わることとなった。そのため、幕府が機能していた段階と滅亡した以後とは、支配形態が変化したと見ることは自明のことであろう。そのため、

「天下十五年」を幕府が存在していた永禄・元亀期と、滅亡した以後の天正期に分けて検討する。ここでは織田家奉行人の発給文書を整理して支配の変遷と内容を検討し、彼らの政治的役割について考察する。ここで鍵となるのが信長は専制・独断なのか、或いは家臣の意志が信長の意志決定に影響をおよぼすことがあったのか、現地で支配を担当する奉行人に権限が与えられていたのか、信長・家臣の彼我の意志の度合いが問題となる。この点について、織田家奉行人と村井貞勝を中心として検討する。第Ⅲ部第一章「織田信長発給文書と義昭政権」と補論「織田信長発給文書の基礎的考察」では、信長発給文書の類型化を試み、受給者や幕府との関係を検討して信長権力の伸張過程を考察する。第Ⅳ部では補論として、「織田信長政権と守護制度」を掲載した。ここではこれまでの研究で看過されてきた「山城守護」に任じられたとされる原田直政や、信長による栄典授与などを考察して室町幕府との連続性などについて検討する。

おわりに一本論文の結論のまとめ

以上、本論は全4部十二章と補論三本の合計十六編によって織田信長政権の権力構造について、京都支配の実態を検討することによって領国支配構造の一端と権力伸張過程を考察した。

その結果、これまで「傀儡政権」と考えられてきた足利義昭政権は政治的な実権を再興させており、従前の幕府と同様に機能していたことが明らかとなった。また、対立的に考えられてきた義昭と信長の関係は、実際には協調関係にあり相互に補完する関係だったことが明らかとなった。信長は幕府を中心とした秩序の回復を志向しており、そのために政治と軍事の役割分担を取り決めたのだった。従来、信長は「天下統一」の野望があり、周辺の諸勢力と抗争して「元亀の争乱」が展開されたと考えられてきたが、実際には足利将軍家の分裂と細川氏・三好氏との抗争に端を発する「天下」における勢力争いに、軍事を担当して「天下」を「静謐」にする役割（「天下静謐維持権」）を請け負った「分国」の戦国大名である信長が「巻き込まれた」抗争だったことを明らかにした。

一方、政治を担当した義昭政権は、主権者である将軍義昭が恣意的に政権運営を行ったことから、幕府では幕臣が分裂する状況が生じた。義昭と信長とは協調関係にあったが、義昭はこの分裂と周辺の政治情勢から信長排斥に政策を転換して蜂起することとなった。これにより信長は義昭を京都から追放して幕府を滅亡させることになるが、それは義昭の蜂起による結果であって、あくまでも幕臣が分裂する状況を生じさせたのは義昭であり、幕府は義昭の失政によって自滅したことを明らかにした。

信長は上洛当初から京都支配には消極的であったが、恣意的な政権運営を行う義昭とは別に信長政権にも安堵や相論裁許が求められたことから、京都支配に関与することになった。信長は本国の美濃居住を基本として京都には定住しなかったことから、義昭を警護するために京都に残し置かれた信長の家臣が政治案件に対処した。ここでは相論裁許や警察・治安に関わることは織田家奉行人によって行われており、信長は彼らからの報告を

うけて朱印状を発給していたことを明らかにした。そのため、織田家奉行人には一部の権限が与えられており、彼らは信長に先行して案件に対処していたのだった。信長政権の意思決定には織田家奉行人の意思が介入する余地があり、信長の独断だけで政権運営されていなかったことを明らかにした。また、上洛当初は義昭を警護する軍率部将によって政務が執り行われており、これら奉行人が連署状を発給して幕府と強調しながら政治を行っていた。幕府滅亡後は吏僚である村井貞勝が専任の京都奉行として政務を担当し、それまで幕府が行っていた朝廷との交渉なども行うようになっていった。

以上が本論文で検討してきた主な論点の結論であるが、京都は山城国の一都市であることから、信長が中央政権の主宰者である「天下人」として「天下」をどのように統治したのかは、さらに山城国の全体的な支配形態や周辺の畿内までを含めて検討する必要がある。この点については、なお「織田政権の成立」を視野に入れて検討する今後の課題としたい。